

PRTRの届出

～電子届出のご案内～



PRTRの届出は、物質番号・物質名や業種番号・業種名を調べて記入したり、都道府県に出向いたりするので面倒だよ。
(事業者Aさん)

そこで!



PRTRの届出が簡単・確実にできる「電子届出」をボク届出電子君(とどけででんしくん)がご紹介します!

24時間
受付OK!

届出書
らくらく作成

利用料
無料

パソコン等の機器・インターネット接続料金は届出者の負担となります。

～電子届出の流れ～

1. 準備

事前届出(書面)

都道府県等に提出

ユーザID・パスワード等の受領

都道府県等から郵送

2. 届出

電子届出システムにログイン

届出書の作成

入力補助機能・
入力ミスチェック機能
付き

届出

3. 照会 届出内容に疑義がなければありません。

都道府県等からの届出内容の照会

メールでお知らせ
システムで確認・
回答

照会に対する処理(回答、修正、破棄)

1. 準備編



- Q (Aさん). 私の会社のA工場、B工場についてPRTRの電子届出を行うにはどうすればいいの？
- A (電子君). **インターネットに接続できるパソコン** 1を用意して独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページにある**電子届出システム** 2にアクセスしてください。でも利用するにはまず**ユーザID・パスワード**が必要です。
- Q (Aさん). ユーザID・パスワードはどのようにして入手するの？
- A (電子君). **事前届出**を行う必要があります。事前届出は、**電子情報処理組織使用届出書** 3をA工場、B工場の所在する都道府県等 4ごとに提出することをいいます。事前届出を行えば、後日都道府県等がユーザID・パスワード郵送してくれます。でもそれだけでは不特定多数の人が利用するインターネット上では危険なのでユーザID・パスワード以外にAさんのパソコンを特定するものが必要になります。
- Q (Aさん). それはどういふものなの？
- A (電子君). **クライアント証明書** 5というものです。都道府県等からの連絡を受けたNITEから電子メールでダウンロード先の案内が送られてくるのでInternet Explorer等のブラウザに登録します。これがあれば届出内容を暗号化して通信できるようになるので、なりすましやデータの漏えい・改ざん防止に役立ちます。

- 1 WindowsOS及びInternet Explorer等のブラウザが入っている必要があります。一般の電話回線を使用して電子届出を行う方式(ダイヤルアップ方式)にも対応しています。
- 2 <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html> (NITE)
- 3 事前届出の提出は、PRTRの届出を行う年の6月20日までに提出する必要があります(一度提出すれば次の年以降は提出する必要はありません。受領したユーザID等はそのまま毎年度利用可能です。)
様式の入手先 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html (経済産業省)
- 4 事業所が都道府県から事務委任されている政令指定都市等に所在する場合はその政令指定都市等に提出します。また、**山口県に所在する事業所**の電子届出を行う場合は、**山口県の電子届出システム**をご利用ください。詳細は直接山口県のPRTR担当窓口までお問い合わせください。
- 5 証明書は無料で配布しますので、商業登記に基づく電子証明書の取得(有料)などは不要です。



事前届出の流れ



クライアント証明書とは？

2. PRTR届出編



- Q (Aさん). ユーザID・パスワードをもらったクライアント証明書も登録したので早速届出しよう！
- A (電子君). 電子届出システムにログイン後の届出書作成画面では、事前届出の内容が反映されているので**届出者や事業者・事業所の情報は入力する必要はないんですよ！**
- Q (Aさん). それは便利だね！まずはA工場を選んで…ほんとだ！他にも**日付、提出先、届出先、業種、物質は選択するだけだし、入力は従業員数、排出量等だけでいいんだね**。最後に届出ボタンをクリック…
- あれ？「届出先の大臣が異なる可能性があります」と警告が表示されたけど。
- A (電子君). **入力間違いを防ぐ仕組み**が働いているんです。届出先の大臣が合ってるかどうか再度確認して間違いであれば訂正してください。この仕組みによって、排出量の数値が考えられないほど大きい場合などにも確認メッセージが表示されることがあります。特に問題がなければそのまま処理を継続してください。
- Q (Aさん). 届出完了メッセージが表示されたよ。
- A (電子君). これでA工場の届出は完了です。B工場も同様に届出を行ってください。



排出量等届出処理画面

事業所名 ↑↓	届出先 自治体名 ↑↓	届出先 大臣名 ↑↓	整理 番号 ↑↓	受付 状況 ↑↓	照会 年月日 ↑↓	自治体 受理日 ↑↓	各
A工場	東京都						届出作成 ダウンロード
B工場	横浜市						届出作成 ダウンロード

届出可能な事業所が一覧表示されます。届出を行う場合は、届出を行いたい事業所の「届出作成」ボタンをクリックします。

届出書の別紙に必要な事項を入力し、問題がなければ「届出」ボタンをクリックして終了です。

届出書作成画面

届出日: 2006年04月16日

届出先: 経済産業大臣 殿【必須】

提出先: 東京都知事 殿【必須】

<届出者> 入力例

(ふりがな) どうきょうと しふやく にしはら

住所 〒151-0066 西原2-49-10

(ふりがな) かぶしきがいしゃないと

氏名(法人にあっては名称) 株式会社ナイト

(ふりがな) だいはりょうとしまりやくしゃちよう

氏名(法人にあっては代表者の役職) 代表取締役社長

(ふりがな) ないと たろう

氏名(法人にあっては代表者の氏名) 内戸 太郎

様式/別紙ともに選択方式を多数採用しています。

確認画面

様式 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

届出日: 2006年04月16日

届出先: 経済産業大臣 殿

提出先: 東京都知事 殿

<届出者>

(ふりがな) どうきょうと しふやく にしはら

住所 〒151-0066 東京都 渋谷区 西原2-49-10

(ふりがな) かぶしきがいしゃないと

氏名(法人にあっては名称) 株式会社ナイト

(ふりがな) だいはりょうとしまりやくしゃちよう

氏名(法人にあっては代表者の役職) 代表取締役社長

(ふりがな) ないと たろう

氏名(法人にあっては代表者の氏名) 内戸 太郎

ほとんどの項目に、既に登録されたデータが自動的に反映されるので入力する手間が省けます。

受付確認画面

2006年04月16日 東京都知事

株式会社ナイト 御中

2006年04月16日 付で提出されました A工場に係る届出につきましては、次の整理番号にて受付しました。

整理番号	事業所名	届出先
E0613000-00532-00	A工場	東京都知事

届出が完了すると、都道府県等の受付確認が表示されます。

3. 照会編

届出内容に疑義がなければなりません。



- Q(Aさん). 提出先の都道府県等から電子メールが来たよ。
 A(電子君). PRTRの届出内容についての照会なので電子届出システムにログインして確認してみてください。
 Q(Aさん). えーと、「昨年度よりも排出量が増えています問題ありませんか？」だって。
 A(電子君). 入力ミス等であれば届出内容を修正してください。問題がなければその理由を入力してください。どちらにしても電子届出システム上で処理ができるので電話やFAXでのやりとりは不要です。
 Q(Aさん). では特に問題がないので「生産量が増えたため」とコメントを入力しておくよ。
 A(電子君). 照会元の都道府県等の担当者が修正内容やコメントを確認すれば照会の結果が確定します。



排出量等届出処理画面

事業所名 ↑ ↓	提出先 自治体名 ↑ ↓	届出先 大臣名 ↑ ↓	整理 番号 ↑ ↓	受付 状況 ↑ ↓	照会 年月日 ↑ ↓	自治体 受理日 ↑ ↓	各排出 量
A工場	東京都	経済産業 大臣	E0613000- 00532-06	知事	2006/04/16 照会確認		届出作成 ダウンロード
B工場	横浜市						届出作成 ダウンロード

該当する事業所(届出)の背景色が
変わります。「照会確認」ボタンを
クリックして照会内容を確認します。

4. 番外編

より便利になった電子届出について



- Q(Aさん). その他に電子届出システムを使うと何かメリットはあるの？
 A(電子君). これまでのようなシステム(プログラム)をダウンロードして行う形式ではないので、インターネットに接続するだけで画面が表示されPRTRの届出作成から提出ができます。
 Q(Aさん). それならホームページを見る感覚で操作できるから、パソコンが苦手な人でも簡単だね。
 A(電子君). 昨年のPRTRの届出内容を確認したり、今年のPRTRの届出内容との比較も容易にできるんですよ。PRTRの届出内容をファイル出力したり印刷する機能も充実しています。
 Q(Aさん). 書類が散乱していたオフィスが電子化により管理(保管)がより便利になるね。
 A(電子君). その他に、これまで事前届出の変更については、書面で出す必要がありました。電子届出システムで簡単に行えるようになりました。サポート体制も充実しているので、わからないことがあればNITE(下記あて)に連絡してください。わかりやすく説明してくれますよ。



詳細については<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html>を参照してね！

～本パンフレットについてのお問い合わせ先～



独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)
化学物質管理センターリスク管理課 システム担当

TEL 03-5465-1683(直通) E-MAIL: info@prtr.nite.go.jp

